

だきたいことも数多くあると思うんですけども、会議の邪魔にならないようにしっかりとまた聞かせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

管理者：どうぞよろしくお願いいたします。

局長：ありがとうございました。それでは着座にて進めさせていただきます。議事に入ります前にお手元の資料の確認をお願いしたいと思います。まず本日の会議次第、次に臨時議会議案一覧表、次に議案第4号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）、続きまして資料1といたしまして、スライド条項適用によります金額の増減の表でございます。次に資料2の1ページはスライド条項適用によりますエネ・マテ両施設の増額による事業の内訳表でございます。2ページはエネの増額による事業の内訳表でございます。3ページはマテ増額による事業費の内訳表でございます。次に資料3はスライド条項適用についての環境省からの事務連絡でございます。次に資料4の1ページ2ページは、エネ・マテ両事業者からの物価スライドの作成要領でございます。次に資料5は国土交通省のスライド条項運用マニュアルでございます。次に資料6は当組合のスライド条項運用マニュアルでございます。続きまして資料7はスライド条項適用に伴う組合議会ならびに各市町村議会の予定、さらには交付申請にかかる予定をあらわした工程表でございます。次に資料8、エネ・マテ両施設の工事の工程表でございます。最後に資料9、エネ・マテ両施設の現在の工事状況写真でございます。以上資料の漏れ落ちはございませんでしょうか。無いようでしたら次第に従いまして管理者に議事進行をお願いいたします。

管理者：はい、それでは大変僭越ですけども、議事を進めてまいります。まず議事の1番目、7月に25日に開催を予定しております、令和5年の第1回組合議会臨時会について議案1号であります令和5年度一般会計補正予算（第1号）案についてを事務局から説明をお願いします。

補佐：はい、それでは説明をさせていただきます。令和5年度組合議会の臨時会なんですけども、お手元にお配りさせていただいております議事一覧表の方まずご覧いただけますでしょうか。7月25日に招集を予定しております組合議会臨時会において、提案する議案につきましては、正副議長の選挙案、組合副監理者及び議会選出の監査委員の同意案と、施設建設費について物価スライドの影響によります契約金額を増額する令和5年度一般会計補正予算（第1号）を予定しております。

なお、同意案につきましては、副管理者が大和高田市長様、議会選出の監査委員は広陵町の青木議員様でございます。臨時会につきましては、以上の内容を予定しております。

それでは、お配りしております「令和5年度一般会計補正予算書（第1号）」をご覧いただけますでしょうか。

こちらの補正予算書をご説明させていただいた後に、スライド金額の詳細を、別の資料を用いてご説明させていただきます。

補正予算書表紙でございますが、議案第4号、令和5年度山辺・県北西部広域環境衛生組

合一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億9,362万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,553万2千円と定めるものでございます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条 債務負行為 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので6ページをご覧くださいませでしょうか。6ページでございます、上の方から3款 事業費、1項 清掃費、1目 焼却費、補正前の額、40億9,727万円、補正額、4億2,840万6千円、補正後の額、45億2,567万6千円でございます。こちらは、施設建設に関する費用でございます。

続きまして、2目 粗大・リサイクル費、補正前の額、9億6,427万4千円、補正額、6,521万9千円、補正後の額、1.0億2,949万3千円でございます。こちらも同じく施設建設に関する費用でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをご覧くださいませでしょうか。4ページ上の方からでございますけれども、1款 分担金及び負担金、1項 負担金 1目 関係市町村負担金、補正前の額、34億9,629万6千円、補正額、2億8,599万1千円、補正後の額、37億8,228万7千円でございます。各市町村の負担金の詳細は5ページに記載してあるとおりでございます

続きまして、2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目清掃費国庫補助金、補正前の額、17億2,820万7千円、補正額、2億763万4千円、補正後の額、19億3,584万1千円でございます。これは、循環型社会形成推進交付金でございます。

次に債務負担行為についてご説明いたしますので、最終頁8ページをご覧くださいませでしょうか。8ページ上の方からでございます。「第2表 債務負担行為」、事項、新ごみ処理施設整備・運営事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設）、期間、事業全体が令和6年度から令和32年度、内訳といたしまして、建設事業が令和6年度から令和7年度、運営・維持管理事業が令和7年度から令和32年度、限度額は、405億4,394万8千円となっております。

続きまして、事項、新ごみ処理施設整備・運営事業（マテリアルリサイクル推進施設）、期間、事業全体が令和6年度から令和32年度、内訳といたしまして、建設事業が令和6年度から令和7年度、運営・維持管理事業が令和7年度から令和32年度、限度額は119億7,719万6千円となっております。

令和5年度一般会計補正予算（第1号）の説明につきましては、以上でございますが、7月25日の臨時会に向けまして、7月11日より、各市町村から選出いただいております組合議員様に、事務局から直接ご説明に回らせていただきます。その際に、市町村長様分の議案一式をお届けさせていただきますので、議会当日にお持ちいただきますよう、よろしく願いいたします。

係 長：続きまして、本予算の算出根拠となる物価スライドによる工事費の増額につきまして、

ご説明いたします。お配りしております資料1をご覧ください。

以前よりお伝えしております通り、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事及びマテリアルリサイクル推進施設建設工事の両事業者より、スライド増額の要望を受けたことから、本資料にてスライド増額を示しております。

スライド増額につきましては、環境省より適切に対応するよう通知を受けていることから、建設工事請負契約書に規定されているスライド条項のうち、全体スライド条項を適用し、増額を行っております。

それでは、本表の見方といたしまして、資料左側はエネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事に係る増額調書、右側はマテリアルリサイクル推進施設建設工事に係る増額調書、右下は両工事の合計一覧表となり、増額調書につきましては、それぞれ上段の表は、総工事費に対するスライド増額、下段の表は、各年度の増額を交付額とともに記載しております。まず、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事につきまして、左上の表をご覧ください。表の構成としまして左より順に、区分、項目、当初合計、出来高、残工事、スライド後合計、出来高、残工事（スライド後）、増額金額及び上昇率となっており、区分項目には、本工事費の内訳となる直接工事費、経費、その他経費、工事価格、消費税、工事費とし、当初からスライド後の各費用を記載しております。スライド増額の対象は、当初合計から出来高を差し引いた残工事に記載する費用となり、スライド後残工事（スライド後）の各費用として記載しています。

また、表下段から4行目に記載の※1.5%控除につきまして、スライド後の残工事から当該費用を差し引いておりますが、これは、当初残工事の1.5%に相当する費用を控除することとなり、全体スライド増額の計算方法で定められております。

これらの計算により、下段の工事費に記載の通り、当初合計248億8,800万円であったところ、スライド後合計267億3,089万7,015円となり、増額金額は24億4,289万7,015円、上昇率は110.1%となります。

資料左下の表では、ご説明しました増額に対する各種費用を年度毎に記載しており、令和5年度に係る費用を基に補正予算を編成しております。

続きまして、資料右側のマテリアルリサイクル推進施設建設工事におきましても同様となりますが、右上の表下段に記載の工事費につきまして、詳細精査前のため参考費用として表中に記載し、その1行下の補正予算に記載の概算費用にて予算編成を行っております。補正予算では、記載の通り、当初合計65億9,450万円であったところ、スライド後合計70億5,611万5,000円となり、増額金額は4億6,161万5,000円、上昇率は107%となります。

なお、精査の結果、多少の変動が生じる可能性はありますが、今回お示しする補正予算額以下となることを事業者と確約しております。

資料右中段の表につきましても同様に補正予算に対する各種費用を年度毎に記載し、補正予算を編成しております。

また、両工事の合計一覧が右下の表になり、左より、当初工事費308億8,250万円のところ、スライド後工事費337億8,701万2,015円となり、増額金額は29億451万2,015円、交付額の増額は10億1,303万1,000円でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

こちらは構成市町村別にスライド増額に伴う負担額を一覧として示しており、1ページ目は両工事合計、2ページ目以降は工事ごとに構成しております。

表の見方といたしまして、上段(1)は令和3年度から令和7年度までの当初事業計画、中段(2)はスライド増額後の事業計画、下段(3)はスライド増額後事業計画から当初事業計画を差し引いた増額分に係る各費用を記載しております。先ほどの資料1にてご説明させていただきました通り、下段(3)各概算増額表の着色部、左より、総事業費合計が29億451万2千円、交付金合計10億1,303万1,000円、総事業費から交付金、起債を控除した一般財源として9億3,508万9,000円が増額となり、それぞれのごみ量実績にて算出した構成市町村別の増額に伴う負担額を示しております。

続きまして、資料3から資料6は、スライド増額に係る根拠等となり、説明いたします順にご覧ください。

まず、資料3は、冒頭にてご説明いたしましたスライド増額に係る環境省からの通知となり、文中1に記載の通りスライド条項の対応を示しております。

次に、資料4は、両事業者との協議にて全体スライド条項適用による積算の基準等を定めた物価スライド作成要領であり、1ページ目はエネルギー回収型廃棄物処理施設、2ページ目はマテリアルリサイクル推進施設建設工事で構成しております。1ページ目の5.物価スライド額イメージは、先ほどの資料1にてご説明を行いましたスライド後工事費の算出を簡易に示しております。

次に、資料5は、国土交通省が定める全体スライド条項運用マニュアル、資料6は、国土交通省が定めたマニュアルに基づき組合が定めた全体スライド条項運用マニュアルとなり、資料6の1ページ目に記載の全体スライドを適用し、増額の算出を行っております。

令和5年度一般会計補正予算の算出根拠についてのご説明は、以上でございます。

管理者：全部これで説明は終わったんですね。ですからまあ今回の算出根拠に基づいて先程の補正予算額と債務負担行為が反映されていると、いうようなかたちになるわけでございます。元々40億を超えるかなというふうに懸念していたところよりは●、とはいえ各市町村として非常に大きな額であることは間違いございませんので、ただいまの説明につき、みなさまからご質問ご意見等ございましたら、お承りしたいと思いますがいかがでございましょうか。

：これ今の段階で今後変わるかもしれないけど、今後例えばこのスライドの部分が例えば大きく変動するというようなことがあったとしたら、その場合は

局長：また変更の可能性はないことはないです、はい。

管理者：現状の物価の状況からすれば、重ねて言ってこないというようなことは一応言ってるということなんですよ。

局長：今現在はスライド条項に基づいて増額しましたがけれども、そこからまた今度スライド条項の適用する条件が整えば、また変更する可能性は出てくるということです。

管理者：それもうすこし具体的に言っていただけない？

局長：具体的に。今現在はちょっと先のことはわかりませんので、その時になってみないとわからないと。だから

管理者：スライド条項で契約書の部分があるんですよね。

局長：ですから、そのスライド条項適用するにあたって

管理者：そこをもうちょっと細かく言ってもらって、資料5の部分、これは国交省なんですね。

局長：ですから組合のですね、スライド条項適用マニュアル、これ今スライド条項も全体スライド、単品スライド、インフレスライドと3つあるわけですがけれども、先程説明したように増額については全体から1.5%をまず引くというのが全体スライドで、インフレスライドは1%ひく、だから1.5を引くの一番多いものですから、全体スライドを適用しているということになりまして、次に工事期間がまず全体スライドであれば12か月を超える工事というかたち、こういう条件がありますので、それに適用した形で採用しております。これから変更契約が終わって今後また極端な物価高騰が見られる場合は、これをまた適用しなければならぬ可能性は出てくるということです。

管理者：まさに状況においてですね。

■■■■：今もう今それ万が一考えられえるのは、ロシア・ウクライナの戦争で例えば極端に言えばロシアが核使うと。というようなことになって、

管理者：まあ何しても資材がもうべらぼうにまたさらに高騰すれば

■■■■：むちゃくちゃな形になるよな

局長：そうですね、高騰だけじゃなくて工事自体が間に合うかどうかという事も検討せなくなると

管理者：今でも資材が不足してるみたいな話じゃなくて、

局長：今の状況からすると計画通り進められるということは確約してますけど、これがどうなるかわかりませんので、

管理者：ただようは極端な物価上昇が見込まれる時であればそういう恐れも特に鋼体とか燃料関係とかがありうるってことです。

局長：だから物価上昇だけであれば金額を増額すればいいんですけど、材料がないとなればですね、どうしても対応ができないというかたちになってきますので。今の段階ではちょっとなんとも言えませんけれども、はい。

■■■■：●申し訳ないんですけど、今回の補正をすることに関して工事費で言うといつからいつまでが今回のこれで確定、で例えば来年度以降はまた物価スライドで上昇する可能性があるみたいな、なんかどこからどこまではもうこれで変わらないんですかっていう

局長：ですからまあ変更契約しましたと、そこから物価上昇がなければこのままいくわけですよ。

管理者：全部です。だから工事の終わりまでの

■■■■：せやからもう全体やわな、今のは。

局長：全体ですわ。だから今補正予算してるのは5年度分ですけども、債務負担行為で挙げた金額は全体金額になっておりますので、だから今度物価上昇が無い限りこのままでいくと。

■■■■：何年度の出来高の物価についてはこの物価で切るみたいなことはないんですか。

局長：だから今現在のあと残ってる分に対してスライドをかけましたので、全体に上昇率がかかっていると。それで契約をしました、そこから変動がなければそのまま終わりまでいきますよと、その間にまたその物価上昇が適用しなければいけない状況になればその時点でまた変更をしなければならない。

■■■■：今の時点の一旦物価スライドがかかってなくて、かかってなくて出来た工事ってなってるのは何月以前はできた工事なんですか。

局長：今その上昇率を省いた出来高っていうのは

係長：そちらは資料4なんですけど、資料4の1ページ目なんですけども、こちらがエネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事になりまして、上の2.出来高の定義というところで2022年12月28日までを既済工事として●、こちらが基準日となりましてこれ以降の工事に関してスライドを適用するということで、事業者と協議をしております、2ページ目がマテリアルリサイクル推進施設建設工事になりまして、同じく2.出来高の定義で2023年5

月 31 日までを既済工事としていますので、こちらが基準日となってそれぞれ基準日が異なるんですけども、このようにして定めてスライド対象としております。

：これって今からでいうと、下がる可能性は低いと思うんですけど、徐々に上がっていきと想定した場合に、この出来形は何年何月と何年何月で切っていきましようみたいなことは今までの定めにあるんですか。

係 長：そちらにつきましては資料 6、本組合が定めたマニュアルの中のページでいうと 2 ページ目にはなるんですけど、ちょっとページがまたいでるので見比べていただきたいんですけども、今回全体スライドということでも適用させてもらってまして、次も同じ条件で全体スライドを求められた場合は 2 ページ目の再スライドのところに記載させていただきましたとおり、12 か月後であれば適用可能ですよということなので、この工事業業としてはあと 1 年先というのもまだ工事を続けているので、対象にはなるんですけども、残工事がそもそも少ないので、それほど伸び率はないのではないかと考えております。

：5, 6, 7 は建設。この 3 年やな。

係 長：全体スライドをもう一度請求された場合なんですけれども、1 ページ目にもう 1 つあるインフレスライドっていうのがあるんですけども、こちらは急な物価変動等に伴って、国の方から通達がくるんですけども、こちらにも通達が来てからそれを元に請求をされるということであれば、12 か月の縛りはなくなるので、こちらが読めないなっていうところが現在あります。なので一概に 1 年後からしか発行しませんというのはいえない状況になってるので、どちらを選ぶのも事業者の、契約書の規定上なので、差支えない範囲になってると思いますので、それ

：そこを読めないなら●

管理者：国の通達があった場合でしょ。

係 長：そうです。

管理者：のみ適用ですね。

係 長：そうです。なければ行えないんですけど、あれば行えるということなので。

管理者：だから私的に向こうが言うてはくれないわけですよ。インフレスライドの方は。ただ国交省が通達出してきてるような状況だったらやれるっていう。

係 長：そうですね。

：すみません、今回分かりやすく 1.1 倍の全体スライドを適用するわけですよね。それをいつまで予定なんでしたっけ。何月つけて、この 12 か月の開始時期はいつっていうことになるんですか。

係 長：12 か月の開始時期は 8 月に予定しております、組合定例議会で変更契約を上程させていただき予定になっておりまして、そちらの承認をもってそこから起算というかたち

：起算して 12 か月。

管理者：資料 7 のところちょっと見ていただいたらいいんじゃないの。7 にこのスライド予定工程表っていうところが。

係 長：こちらの資料でいきますと、1. 議会関係の a. 組合議会承認の中の 3 つ項目がありまして、そのうちの工事変更契約というところで、8 月 21 日で変更契約を上程させていただき予定になっておりますので、こちらで●今回のスライド増額がお認めいただければ変更させていただきますということです。

：でそこで認めました、向こうとまきました、12 か月後に向こうがまたスライドを要求してきたとしたら、その要求した場合の例えばまたさらに 10% 要求してきたら、そのプラス 10% はいつからいつまでの工事分が該当、対象にできるんですか。

係 長：そうですね、1 年後の例えば 8 月に契約をさせていただいて、もう一度全体スライド条項適用された場合はその 1 年後の令和 6 年の 8 月が基準日になるので、それ以降の工事を対象として。

：以降の

係 長：そうです。なるんですけども

：今回の 10% アップの対象金額はいつからいつの出来高ですか。工事分ですかね。

係 長：令和 5 年の 4 月からの、そうですね 1 年後に請求されてそこが基準になるんで、なので今のスライド増額の年度だけでいくと、令和 5 年度対象工事なんで、令和 5 年度事業と令和 6 年度の 8 月までの事業が今回のスライド増額分のみ工事費になるんでその部分が今回の増額でかかるということですね。

管理者：資料 4 のところで、出来高の定義で 22 年 12 月 28 日までを出来高っていうかたちにして

るけど、こっから後の分じゃないの？

係 長：あとの分になるんですけど、出来高としてはそこから令和5年度の事業費になっておりまして、なので4年度の実績としてはそこで一旦区切りをつけさせていただいてるので、4年度の工事ではあるんですけども、5年度実績として計上させていただいています。

管理者：ただその5年度実績の分でスライドにしてるけど、実際のその要はどっからの具体的なその工事費が対象になってるかって言ったら12月29日から後ですね。

係 長：そうです。

：次の物価スライドじゃなくて全体スライドの要望ってなったら、令和6年9月から残工事分のリスクがあると。物価スライドは国から言われてきたらそれ以外も対象になってくる可能性がある

係 長：そうですね、時期は12か月を待たずに半年後と言われればたしかにそれも対応せざるを得ないので、

管理者：通達が出ないような状況で1年後であれば、資料8を見ていただいたらわかりますように、もう結構工事としてはいってるんですよ。というのは、試運転を5か月取りますんで令和6年度ずっとこれではなく、基本的には11月の末時点でほぼほぼ外構工事以外は終わってるような状況なんで、仮に9、10、11やったらラスト3ヶ月、ただまあちょっとそれが工事の内容的にたぶん内装工事に近いようなもんなんだろうと期待しますが、

係 長：そうですね、それほどウエイトを占めるような内容はこのタイミングでは残ってないのかなと。

管理者：要はその国が通達を出すぐらいの極端な物価高が今からの間に起きないことを祈ると。

：ちょっと細かいんですけど、今度9月にまいて、今度まいたらそこからそのバッファ一というか1%、1.5%あるじゃないですか、今から物価スライド入れませんみたいな。なんていうのか。それはまたそのまいた時点から適用されるということでもいいんですか。1%、1.5%●

係 長：えっと1.5%でいくと時間のしぼりがあるので、仮にですけど1.5%を超える上昇があったとしても、1年後でしか全体スライド協議として持っていけないので、私としてはたぶん1年後になりそうと思っています。インフレスライドとしてはその間に通達が出て、その1%を超えていけば協議としては申請してもおかしくないと思います。

：その1%、1.5%は9月にまいた金額からっていうスタートになるんですね。

係長：そうですね、はい。

：その場合はせやけど協議次第っていうことやな。

係長：そうですね、はい。

：せやからせんなあかんっていうことでもないわけやな。せやからあとは協議次第やから。気にいらんかったらねつけたらええねん。

管理者：まあ環境省も国交省の方もできるだけ誠実にやりなさいとはきてるわけですけど。

：あと1点だけいいですか、補正予算の方で歳入の方の増額、国の方の増額等もあるかなというふうにみてるんですけど、この方は確実に

局長：申請はしますけれども、確実につくかどうかは

：●のはまだ確約がないんで

管理者：ちょっとすみません、今聞き漏らして

局長：補助金が確約されてるかっていう

：補助金の歳入の方は予算であがってるけど、決算の時に確実にはいってくるという想定なのか、今っていうところ

局長：あくまでも計算上の話なんで、また陳情にお願いせなあかん

管理者：そうです。だから次に増額変更で出しなおす時期がいつなんでしょうか。

局長：10月です。

係長：資料7をご覧くださいますと、2.の交付金関連の予定というところで、1)で令和5年度事業のa.交付要望額調査というところで(追加分 10月予定)させていただきまして、10月のちょっと環境省からまだ明確な時期はきてないので、10月いっぱい予定としては引かせていただいているんですけど、こちらのタイミングで今回の増額分の交付額を要求するという運びになりまして、例年1か月後にその内示が下りるので、11月中にはその結果が出てくるであろうということでこちらも予定工程を組んでおります。

管理者：エネ・マテと合わせてですね、1ページの一番右下のところに書いてありますが、約10億なわけです。そんな極端なあれじゃないかなと。ただ他の案件ももちろん向こうあがってくると思いますんで、だから今度こないだ言った道路の近畿の国道のやつはいつって言いましたっけ。

局長：8月22日でしたっけ。

管理者：8月22日。

局長：その前後っていうことで、

管理者：前後に、近畿国道の要望の大会がいつもありますんで、出来ますればそこに出席いただいたみなさんとこの8月の末の時点で、この金額をですね、しっかり環境省に国会の先生方と打ち込みまして、くれぐれもよろしくっていうのを10月に出す前にやっつくべきかというのが今日の重要な

：補正認めてもらった後取れなかった時に、市町村議会の対応が変わってくるので、そこしっかりと内示で取れましたっていうのが計画通り進んでますというか、今後またそこが変わってっていうのがたぶん市町村の対応になってくると思うので、組合全体というよりは各市町村議会の対応なのかなと思うので、そこだけちょっと確認と要望それで大事やというので、

管理者：各市町村議会の対応としてはどういうふうにしてもらわないといけないのかちょっと説明を。

係長：同じく資料7になりまして、こちらが1. 議会関連のb. 構成市町村議会ということで今の10月の交付申請が予定とおりに滞りなく行って内示がつけば、12月議会にて上程していただいて補正予算としてやっていただきたいというところで工程予定をひかせていただいております。

管理者：ただそれは負担金の支払いの関係でそうなるっていうことですよ。

係長：そうですね。

管理者：はい、ただ実質的にはもう変更契約を打ってしまいますんで、各市町村議会への説明というのはできるだけ早いうちの方が、いやそんなん勝手に誰がって話に、もちろん組合議会には各市町村から出て頂いてるわけなんですけれども、

：そのあたりの手順がこれと同時に市町村の補正が組めてたら、整合性がとれるんです

よ。

管理者：いやー、あの、そういう点でいいますと、ちょっと結構タイトな感じになってしまってます。ですからもう7月25日の臨時議会ではこの数字を元に増額補正していただくわけなんで、本来でしたら9月議会の全協とかっていう形だったらもう変更契約もしちゃってますんでね、ですからもし8月に月例とかそういうのがあれば、そこでもう言っていた方がいいのかなとも思うんですが、いかがでございましょう。各市町村ごとに事情ももちろんあると思いますけども。

■■■■：臨時議会は8月にありますねんけど

■■■■：あるんですか。案件は何ですか。

■■■■：案件は工事請負契約。

■■■■：うちは今のところ予定ないわな。

■■■■：臨時議会せい言うて。

■■■■：うちとも予定ないから。

■■■■：まあタイミング的にね、あればいいけど。無かったらな

：もう9月しかしょうがない。

：ただ変更契約しててうちの議会っていう話が出る議会がちょっと大変かな、出る可能性があるんじゃないか

■■■■：せやからここで

■■■■：議長に一回どうするか

：臨時会も含めた

■■■■：数字がでてきてるのにな。

：そうですね、いっぺんここでかけといた方が議会としては丁寧ですよな。

■■■■：議員懇談会でも開いてちょっと説明、この資料

管理者：●から言えばうちなんかやったら8月の全協で説明かなというような感じはするんですけど。8月中に

： やつといた方がええわな。

： の方が議会在が

： そりゃ知らなかったていうたらまた揉めるわ。

管理者： はい、変更契約、その前にちょっと増額補正しちゃってるわけなんですけども

： 組合議会にいてんでもねえ、

： 理屈としてはねえ。

： 難しいな。どこでどうもっていくかやな。

管理者： ただ金額がちょっと出たのがほんとにもう今の今ぐらだったんで、ちょっと7月に説明をいただくのは難しい状態だったかなというところです。その際にほんとにこの額は、まあさっきおっしゃっていただいたような、いつからいつが期間やねんっていうようなそういう細かいご質問もあると思うんですけども、向こうさんが言ってくるその10%7%が合理的な数字だっていうふうに認識していただくのは非常に大事かなと思っておりまして、1つはですから資料6の運用マニュアルに基づいてやっていますちゅうことなんだと思うんですけど、向こうの積算根拠の資料で出せるような物とかあるんですけど。

局長： ですからね、あここに置いてます内訳表全部精査した上でここに表にまとめてますんで、なかなか説明っていうのは、この表以外では難しいですね。

管理者： ただ要はそれがブラックボックスじゃなくて、そのファイル全部くらいでしたっけ。

局長： これはエネだけです。マテは

管理者： エネだけで。マテは今もう出てくる。

局長： 一応出てるんですけど、

： 開示請求かけたら出せるっていうことですか。

管理者：いや逆にこれって出せるんですよね。契約とかの根拠になってるやつだから、向こうは出せないことが無いんですよね。

局長：当然まあこれの根拠ですから、出せへんことはない。出したらおかしいちゅう話にならないです。

管理者：ないですよね。交付金の元になってるんですから。ですからすごく細かく精査される方がいらっしゃるかどうかは別として、ただ何もやましいことはやっていないと。ちゃんと根拠としては全部存在するんだっていうことを、ちゃんと理解いただくのは大事なと思うんで、お許しいただいたら、もうそれホームページにそのまま載っけちゃったらどうかと思うんですけど、ダメ？

局長：これを

管理者：pdf だったらいいんですよ。

：まあ資料請求あったら出すっていう

局長：もちろん出せますけど

：刊行物がいってるんで、著作権の問題があると思うんでそのへんがちょっとひっかかるかなど。

管理者：数字の根拠としてはいつでも出せますよっていうかたちで言ってもらったらいいですか。

局長：見てもらうことは可能やな。

管理者：閲覧はできる。

局長：はい。

管理者：じゃあそうしましょうか。閲覧がいつでもできる状態にしますよと。

：根拠資料はオープンになってますっていうかたちにしていただけたら。

：それで問題ない。

管理者：今のね、他の世の中の感じの数字からしたら10%7%っていったらだいたいそんなぐらいでしょ。

局長：まあそんなもんやと思います。

：常識の範囲内で。

局長：元々はもうちょっと高い金額で提示させてもらってたやつが、こういう形になってきましたんで

：事務局に精査していただいてっていうことですね。

：まあ10%7%って低い方とちやいます？

管理者：いや、今の感覚からしたらそのぐらいで済んだなあっていうのが私の

：●伸び率見ても町の方でも1.5ぐらい伸びてる感じはあるんで、結局当初の設計額と合わないっていうことがかなり出てきてるんで。不落もちよこちよこ出だしてるんで

局長：他でも不落っていうのが頻繁にでてますんで、

：出てるなあ。

管理者：かなんか出てましたね。

：%で言えばそういう感じやけど、金額がポーンって出たらやっぱりおかしいってなってしまうんで

：その7%10%はそんなもんだよねってなんかそんなもんって言える根拠ってあるんですかね。

：根拠言うたって、さっき町長が質問してたようなことやないか。世間一般的にやで●

局長：だから基本的に物価●とかそういうことを踏まえて、この%っていうのは高いもんじゃないというところも

管理者：今ね、県内の工事の去年との比較の積算のやつとかで、だいたい10%ぐらいあがってますみたいなパッと示せるものとかってあるんですかね。参考程度に。

局長：ちょっと調べてみますけれども。

管理者：たとえばその県が公共工事発注の時に、去年の積算のもとになってるやつと比べてとか、

国が示してるやつとか。

: 国もあるかもわからないですね。

局長: だから一般的に言うと、積算資料とか物価●とかいうところの単価自体がそのぐらいはなってるよ

: 元々国が出してる単価表が

局長: 国というよりもあれはどこが出してる

: 国交省が出してたんちゃうかな。

: 経済調査●

管理者: ちょっとじゃあちょっと整理させていただきますわ。今の話をちよっともういっぺん確認すると、臨時会までに各市町村議会まで言っていたのは難しいかなと思いますが、基本的には8月に各市町村議会で説明を

: その説明を組合議会の変更契約の上程前くらいまでに終わらせておいた方がいいっていう。

管理者: いや、組合議会の皆さんは今回の補正を可決する時点で、この全体的にこんだけ上がるというのがベースになって可決するわけなんで、それで説明しても組合議会軽視にはなりませんですね。

局長: たぶん組合議会の説明も来週全部選出議員のところ回らせていただきますので、

管理者: その時点で組合議員さんには今回スライドでって、その全体像があるからこの補正額になるわけじゃないですか。だからもう組合議員さんへの仁義切りはもうその段階で終わってるわけなんで、だからその8月に変更契約前に各市町村議会でこういう今回形ですっていうふうに言っていた方がそれは問題ない

局長: その時には選出議員さんは知っていただいているということです。

管理者: 知ってる状況だと。

■■■■: 11日に全部やりますの。

局長：来週ね、11日から週いっぱいかけていかせていただく。

管理者：その際にほんまに精査したい方がいたら

■■■■：普通はやな。議会までに●それまでに各町で議会に対して説明をしとくっちゅうのが
●ほんまは。

管理者：ほんまはそうですね。

■■■■：うちのスケジュールだけでいけば、前日議員懇談会があるのでそこで報告するというのは可能ですので。

■■■■：選出議会議員に説明しに行ってくれはるねんけど、その選出議会議員が他の議員さんに十分説明ができるような状況であらへんやん。現実やで。なんもあわててすることない。俺らかて聞いてすぐにこれ説明できるかいうたらなかなかできひんからな。そういうこっちや。だからそれを誰がやるんかっちゅう話やから、まあ言うたらうちの選出議会議員さんが説明してくれはったらええけど、現実にはそれをやらないっていうことやから、我々が事前にやとくのか、そうか8月中にやったらええわっていうふうにするのか、これは各町でそれぞれ議会との温度があるから、まあうちは例えば議長副議長にこうこうこうやけど、この問題については大きな問題やから、この議会までにちょっと簡単に懇談会でも開いてやりまっかと、

■■■■：という動きをとつてもうといた方が

■■■■：やってよって言われたらやったらええだけの、いやもうええでと選出の議員さんが聞いてはるんやから、もうそんでええやんかと言われたらそんでいいしと、いうことやろな。

管理者：でまあ大本のネタはですから全然閲覧可能な状態ですよっていうことと、ただやっぱりその相場観としてどうなんだっていうことを一番わかりやすいなんか他の事例っていうところをちょっとそこはすぐに整理をして、それ来週行く組合議員さんの説明の時にも絶対あった方がやりやすいと思います。

■■■■：一般的に今の物価スライドが

：伸び率こんなんやからこんなもんですって

■■■■：だいたい15から16ぐらい伸びてんねんと。せやけどこれは

：10%ぐらいと

管理者：こんなもんで収められたという話になれば

：こうやよと、いうのがわかればなお説明がし良い。

：しゃあないかっていうね。

管理者：そういうことです。だから色んな●とかで変わってるのってそれぐらい伸びてるでしょ、たぶん。

：とは思うんですけどね。

係 長：ちょっと今回の事業は清掃施設なので、特殊なプラント設備等であんまりちょっと一概

管理者：一般建設とは違う可能性

局 長：特にその見積もり単価っていうのは多いのと結構高い部分がありますんで、一般、比べられるかどうかっていうのはちょっと微妙なところがありますけど

管理者：まあちょっと確認はして

：なんとなく7%10%はいけてるでしょっていう説明がしづらいじゃないですか。なのでなんか欲しいですね。

：根拠がな。

局 長：ですから根拠としてはそれを

管理者：ほんとのことになるとあれなんですけど。

：相場観が根拠というか。

：あと確認ですけど、各議会の説明はこの21日までに終わらせていた方がいいっていう認識で

管理者：そのぐらいではやっという方が、変更契約前に聞いてなかったっていうよりはいいのかなと思います。

：対応しといたら大丈夫。

：そこに関しては各議会、町で対応を進めてもらったということですね。

：労務費は

管理者：本当は12月にその各

：労務費はなんか出てますの？

局長：労務単価であれけ、基本的にどのくらいあがってるかっていうのはわかってんの。

係長：えっと試算したらだいぶわかると思います、出てると思います。ちょっと今お答えはできませんが。

局長：基本的に各県からとか出てる単価と比べたらわかると思います。

：まあそういう項目を、主だった項目をどれがこのくらい伸びてるというのが10項目くらいあって、資料としてまとめてもらったらわかりやすいん違うかなと。まあ労務費とか燃料費とか色々工事にかかわる誰でもわかる項目を並べてもらったらいいのちがうかなと思います。

管理者：最終的にその12月の各市町村議会で補正を上程した時に、スムーズに行くようなかたちにもっていくっていうことが重要でありますんで、はい。

：まあ環境省がね、物価スライドせいって言うてるのに補助金出さへんっていうことはないとします。

管理者：ね。まあ全体予算がただあるっていう可能性はありますんで、もともとそれでその昨年も申請を1割減らして出してこいって言ってたぐらいのとこなんですから。じゃあだいたいそういったかんじで森川町長さんどうでしょう。よろしいでしょうか。

：結構です。

管理者：そしたらそれで終わらしましょう。これはすごく重すぎてあれだったんですが、じゃあ報告事項で次●。工事の進捗状況改めて●

係長：工事の進捗状況をお伝えします。資料8をご覧ください。1ページ目がエネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事、2ページ目がマテリアルリサイクル推進施設建設工事の工程表となります。

まず、1ページ目のエネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事につきまして、6月末時点

での工事進捗は、工場棟の一部を除く地下工事を完了し、地上1階部分の躯体工事を行っております。工事進捗率は、表中に記載の通り予定及び実績とも2.2%となります。

また、7月より、工場棟2階の躯体工事に着手し、プラント設備工事の準備工を行う予定としております。

続きまして、2ページ目のマテリアルリサイクル推進施設建設工事につきまして、6月末時点での工事進捗は、敷地西側の造成工事、擁壁工事、工場棟及び管理棟の基礎工事を行っております。工事進捗率は、表中に記載の通り予定が6.1%、実施が5.5%となっており、6月上旬の大雨による影響を受けたものでありますが、今後の工事進捗に大きな影響を及ぼす事象ではございません。

なお、資料9に両工事の6月末付近での状況写真を添付しております。それぞれ現場全景、施工状況を掲載しております。

報告事項は、以上でございます。

管理者：はい、何かご質問等ございますでしょうか。どっか節目で見学くらいあってもいいのかなとギラっと思ったりもするんですが、どんなものでしょうか。議会はだからまた2月？

局長：議会はちょっとまた議長と相談させていただいてですね、どうするか確認させていただきますけれども、まず首長さんがですね、現場の方視察に行くということであればまたそのへんは調整させていただきます。まあ8月議会なのか臨時議会なのかというところですけど。

管理者：あんまり早すぎてもまだでもあんまりイメージつかないですね、これで。

局長：まあ結構せやけど現場は見事にすすんでますよ。

：これから一気に早なりそうですね、基礎終わったら。

係長：そうですね、地下工事が終わればもう棟上げは早く進んでいくと思います。

：質問なんですけど、この工程表の工事進捗率のこの今2.2とか6.1とか書いてもらってものこの3月に入ってる17.5、29.2っていうのがこれが目標ってことですね。

係長：そうですね、はい。

：この先程の8月か9月かで●ところまで考えた時に、来年度でいきなり●進捗率が上がるじゃないですか。この工事の工程表。それってこう進捗率がどこでぎゅんって上がるのかなっていうのが気になって、それがあって9月じゃなくて9月までは40%しか進まなくて、例えば10、11、12でまずそっからの40%がなんか施設がドーンって上がるみたいな

管理者：スライドの関係での。

局長：ですから工事からいくとですね、要するにプラントの占める金額のあれが大きいもんですから、基礎ができて建屋っていうのは簡単に上がっていくと思います。あとだからプラントが整ってくれば進捗率っていうのはかなりあがりますので、

管理者：ただ今の関係で言いますと、来年の8月時点がどのぐらいになるかってまた確認してもらえませんか。

局長：来年の8月ですか。

：1年後っていう概念ですね。

管理者：ちょっとできればその議会でみなさんがいらっしゃるタイミングで共有できれば。

係長：はい、わかりました。

管理者：他ご質問いかがでしょうか。

：あのあれなんですけど、工事進捗状況じゃないんですけども、今後の広域事業でやられる時にどうしても人口の増減とかが今後出てくると思うんですけど、その場合の対処の仕方って、私も今日会議に出させてもらうのが初めてなんで、もし今までそういう話がでてるのかどうか、それともう1点はやっぱり私どものはこのリサイクルの部分で、前町長かな、この会議で一応ゴミの生ごみだけということに参加をさせてもらってます。私ども就任させてもらってからこの話を町内でも様々な意見がございます。その中で今後今の現状で参加するしないというのはなかなか状況的に難しいと思うんですけども、やはり一言聞かせていただきたいのは、これからのゴミの現状、これから進んでいくと思います。また生ごみにしろ人口の減少に伴って、大きな変化が出てくると思うんです。その場合どういうふうな対処を今後考えられてるのか、今までそれ議論があったのかどうか、1点聞かせていただきたいのと、それとリサイクルのこの粗大ゴミについても、今後投入量が減っていったときに新たな参加が今後できるのかどうか。この点についてもできれば私も住民の方に色々これまた帰って新体制の元でのの対応として住民の方にも知らせていかなあかんと、こういうふうな考えでおりますんで、今すぐにどうこうというのはないんですけども、できましたらやっぱりこれから先参加させてもらえれば私は助かりますし、またとしても助かるんですけど今始まったばかりの議論の中で、その無理難題も言われたいという認識もさせてもうてます。そういうことで、出来ましたら今後の、建設については私もあまり今入ったすぐでどうこう言えないですけども、運営の方で今後目標たてていただければありがたいなど、そういうふうに考えています。

管理者：●いただけたらと思うんですけど、まず分担金は人口割じゃなくてごみ量割合で基本的にやらせていただいて、何年前のごみ量割合で次の年の分担金決定したんですって。

局長：基本的には2年前になりますね。

管理者：2年前、はい。ですから2年前にそれぞれのこの我々のメンバーの中で■■■■さんが何%ごみが出てましたっていったらそれが2年後に反映されるような形であります。おっしゃるように将来人口がものすごく減って行って、あるいはごみの考え方が変わって容量が全然余ってるじゃないかっていう話になった場合には、またその時の対応があるかと思うんですけれども、一旦メンバーを増やそうと思った場合には、全市町村議会でご同意いただかないといけない。

局長：ごみ処理基本計画をまず変えやなあかん。

管理者：変えないといけないんですね。

局長：はい。

管理者：はい。で、その条件としては？

局長：それを变えることによって地元の同意も当然ありますんで、そのへんの手続きを踏んでいかないと簡単にはできないと。

管理者：だから事務組合としてでも入れようと思ったら、まずは市町村議会で全部合意が必要なんです。通常の例でいえば。

係長：規約の変更

局長：当然。

管理者：あとは今申しましたようにごみ処理計画を変えないといけないんで、我々も地元の住民さんに話をせにゃならんというのがございます。そんなことで、実は県内の他の市町村さんと組合発足時にはいいとおっしゃってたのが、あとになって入れないかというような話もあったんです。それについてはやはりまず出来きってから地元住民のみなさんの理解はどう進むか、その時に受け入れキャパがあるかみたいなこと、全体をみないとちょっと今の時点ではなんとも言えませんね、っていうお話はさせていただいてたところです。一方リサイクルの方については、まあまあ前々の方が一旦入らないと決断されたのが、前の方は入れるものならというご意向はこの運営協議会の場でも示していただいたことはありまして、同じように実際稼働してからじゃないと対応は難しいんですけれども、基本的には

全く新規の自治体が入ってこられるというよりは、この10市町村のメンバーの中なんて、地元理解も恐らく得やすいだろうというふうな感覚は我々としてもっております。というのは地元は10市町村でやるというふうに思ってる中で、リサイクルについては7なんですってというような言い方ですね、今は。ですからもう本当に色んなご事情もおありだと思いますし、町内でリサイクルも一緒にやること、まあ賛成の方も違う考えの方もいらっしゃると思うんで、そこは議論をいただきつつ、実際に稼働してくるようなタイミングの時にうまく入っていただけるかたちになるのかとか、その時点での建設費負担の話も出てくるんですね。

局長：もちろんそうですね。その時点でどういうかたちで対応していただくかというのは協議していただくという。

管理者：はい、だからまたそれはもう率直に、この場でもあるいはその事務担当レベルでも話をさせていただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか先輩方。

■■■■：そんでよろしいんじゃないですか。

■■■■：ありがとうございます。

■■■■：ごみ減量の取り組みはどの市町村もみなやっておられるので、ごみ量を減らせば分担金が減るという仕組みにはなってますねんけど、みんなで割り勘するので減った分は運営費、みんなでまた増えるところがでるといって、ちょっと

管理者：ごみ減量の取り組みは全体で同じペースでいったら分担金自体は変わらないんで、そうすると他から受け入れるような時がくるのか、ちょっとそれは今後の対応というかたちに。

■■■■：24時間発電し続けられるごみ量が枯渇した時にどうするか。

管理者：逆にそれは一定ごみ量確保しないとたぶん運転経費の点では割高になっちゃうんですね。

局長：それとあの当初計画から稼働するまでの人口減少なりごみの減量化も含めて、計画しておりますので、実際にごみが減ってるかというとなかなか厳しいところがあると思いますわ。現状として。

管理者：今現在はでしょ。

局長：はい。

：減ってないですね。

局長：だからその今計画通り稼働時期に計画した数量になってるかっていうたらまだ増える可能性があるんで、結構ちょっと協議していかなあかん部分があると思いますけど。

管理者：たぶん各市町村の若年人口とかある程度全体のばいは減っても世帯数自体はそんな変わってませんとかっていうパターンもあると思うんです。その世帯数が変わってないのは実はそんなに人が減った分ほどはごみは減ってないっていう状況もあるかと思います。またそのあたりはでも中長期のトレンドちゃんと分析しながらやっていけたらと思います。

：またよろしく。

：安堵町さんと3町一緒に積み替え施設建てるんで、是非先の話になりますけど協力していただけたらと思います。

管理者：そういつていただけたらありがたいです。

：また皆様のご理解を得てまた今後よろしくお願いします。

管理者：他いかがでしょうか。どうぞ。

：もう1点だけ。今回の変更計画を8月21日の議会にあげたあと、8月末か9月にまきなおすっていう話だと思うんですけども、その時期は今の現契約上この時期にやりましようって決まっていたりするのかな、それとも先方とのやり取りでその時期に決まっているのかな、なんかやらなきゃいけない時期決まってるんですか。

係長：やらなきゃ、何を？

：変更契約、

局長：要するに事務的に増額がいくらになるかっていうのを出さないとできないと。その中で出てきたのが今の時期で、まだマテについてはきっちり出てませんので、今概算で出させていただいと。その時期が今しかできないと。8月定例会を基本にそれで契約しようと思ったら臨時議会が7月にせなあかん。それまでに変更金額が出てなかったらだめなので、もうぎりぎりのところで作業をしているところなんです。

：だからこちらの議会が8月だから、そこまでに間に合わせられるように作業してくれば、8月議会に出るよっていうようなコミュニケーションで今進んできていると。

局長：まあそのスライド条項も含めて国からの通達も含めて作業した流れからすると、もう今の日程がかつかつやというところです。

管理者：要はそれが8月だろうが9月だろうが、その出来高を算定する基準日は同じなんで、金額的な影響はないっていうことですね。

：わかりました。

管理者：だからあとはそれがあるのと、あとその10月に国の補助金の変更申請を出さないといけないんで、そこにちゃんと固まってないと話にならないですし、その前の根回しというか陳情のことを考えても、ちょうどいいぐらいのタイミングなんじゃないかなというふうには思っております。そしたら8月の道路の陳情に合わせていけるだけの方、参加頂くということも含めて、だいたい今日の議論としてはよろしゅうございましょうか。

管理者：23の朝からなんです、でいつもあのパターンで言ったら夕方ぐらいまでかかると思うんで、だから参加しようとおもったら前ノリされてる方多いと思いますから、22の夕方かあるいはその23日国交省とか陳情に行ったあとに時間をとるか、まあ両方ちょっと可能性高い方、まあ特に副大臣とかが大事かなと思うんで、それはまた調整したいと思います。

：今私の予定はね、22日の夕方4時頃に東京へ着くように行くか、そうかもあと1時間くらい早いかそれくらいですわ。3時4時くらいで東京つくように。

管理者：だいたいいつも政務三役のところに行くのって夕方が多かった、国会の日程とかの時もあったと思うんですけど、

：22日大阪でトップセミナーかなんか

：トップセミナーが、これ市長とか

：俺これはもううち副長に言ってもらえん。

：トップセミナーはね。

管理者：ちょっとですからそのあたり陳情先のご予定もあると思うんで、うちの方から聞いてみます。

：そこ目指していただきたい22で●してっていうこと

管理者：が一番効率がいいかなと思うんですけど。

：23はの組合議会が入ってますねん。10時半から組合議会やから

：東京行かれへんのちゃうん。

：東京へ行って陳情して夕方、夜中に帰ってくる方法がありますけどな。

管理者：え、何日に。

：23日10時半から3町のの組合議会が入ってます

管理者：じゃあ道路の方は行かれない予定だったんですか。

：道路はもう行かないと思ってまして。ただ陳情が22日の夕刻

管理者：くらいかなど

：ということであれば、陳情終わって帰ってくる。日変わっても帰るつもり

管理者：ちょっとですからそのへん22がいいか23がいいか、相手さんの日程を確認して

：どっちにしろと町長2人はやな、23はあかんもんな。22しかないわけやん。

管理者：わかりました。了解です。ちょっとタイトな日程になって申し訳ないです。そんなことで遅くなりましたが、ありがとうございました。

以上